

(案)

大阪広域環境施設組合  
タクシー乗車券供給事業者募集要項

総務部 総務課

## 1 募集目的

この要項は、大阪広域環境施設組合（以下「発注者」という。）が「タクシー乗車券に係る仕様書」及び「タクシー乗車券利用協定書（案）」で示した条件を満たすタクシー乗車券を発注者に供給する事業者を募集するものである。

## 2 募集内容

件名：大阪広域環境施設組合タクシー乗車券供給事業者募集

内容：詳細については、別紙「タクシー乗車券に係る仕様書」及び別紙「タクシー乗車券利用協定書（案）」のとおり

年間使用見込：乗車券 500 枚

金額 1,200,000 円

供給期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 申請資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請時において有効な大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 申請時において、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 申請時において、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 平成28年4月から申請時までの間に、大阪府内を中心とした近畿圏全域（大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、滋賀県及び三重県）において、複数のタクシー事業者が共通して利用できるタクシーチケットサービスを供給している契約実績を1件以上有していること。

## 4 申請書類等の交付場所

「11 提出・問合せ先」に同じ。

申請書類は、大阪広域環境施設組合ホームページ（ホーム > 入札契約情報 > 入札・契約のお知らせ > 事業者の公募）よりダウンロード可能。

## 5 申請書類の提出

- (1) 申請書類 申請を希望する者は、次の書類を提出し、審査を受けなければならない。

ア タクシー乗車券供給に係る申請書（別紙1） 1通

イ タクシー乗車券供給に係る提案書（別紙2）

（別紙「タクシー乗車券に係る仕様書」、別紙「タクシー乗車券利用協定書（案）」に受注者として追記等希望する事項を記載し、過去の契約実績の中でその旨が記載されている書類も併せて提出すること。）

ウ 平成 28 年 4 月から申請時までの間に、大阪府内を中心とした近畿圏全域（大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、滋賀県及び三重県）において、複数のタクシー事業者が共通して利用できるタクシーチケットサービスを提供している契約実績を 1 件以上有していることが確認できる書類（契約書の写し等）

(2) 受付期間

令和 7 年 3 月 3 日（月）から令和 7 年 3 月 10 日（月）までの平日  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 受付場所

「11 提出・問合せ先」に同じ。

(4) 申請書類は受付期間内に、受付場所への持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送の場合は、発信者が配達日時等を確認できる特定記録郵便等の郵送によることとし、受付期間内に申請書類が受付場所に到達していなければならない。

## 6 質問事項及び回答

(1) 内容に疑義のある場合は、質問を電子メールの本文に簡潔に記載の上（任意添付文書も可）、  
「11 提出・問合せ先」あて電子メールにより送信すること。送信の際の件名は「【タクシー乗車券供給事業者募集要項に係る質問】」とし、着信状況について「11 提出・問合せ先」に電話して確認すること。

(2) 受付期間

大阪広域環境施設組合ホームページ掲載の日から令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答については、令和 7 年 2 月 25 日（火）から令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時まで大阪広域環境施設組合ホームページ（ホーム > 入札契約情報 > 入札・契約のお知らせ > 事業者の公募）に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

## 7 審査結果の通知

審査の結果については、すべての申請者に対して、速やかに書面により通知する。

## 8 協定の締結

審査の合格者については、発注者と「タクシー乗車券利用協定書」を締結する協定締結予定者として、協定締結に向けた事務手続きを行う。

## 9 協定締結事業者が複数となる場合の取扱い

協定の締結事業者が複数となる場合について、発注者は各協定締結事業者の発行するタクシー乗車券の使用枚数ができる限り均衡するように調整するものとする。

## 10 その他

(1) 申請者がその申請を取り下げる場合は、速やかに「11 提出・問合せ先」にその旨を書面により提出しなければならない。

(2) 協定締結予定者が、協定の締結までに大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、資格を有しない者として取り扱い、協定を締結しない。

- (3) 協定締結後、当該協定期間中に大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、協定を解除する。
- (4) 協定締結後、当該申請に不正があったと認められる場合は、協定を解除する。
- (5) 申請書作成等、本件募集に必要な経費は、すべて申請者の負担とする。

## 11 提出・問合せ先

本件募集要項で定める様式・関係書類の提出、問合せ先は次のとおりとする。

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階  
大阪広域環境施設組合 総務部総務課 担当：野村・千石  
電話 06-6630-3183 電子メール ja1000@osaka-env-paa.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

## タクシー乗車券供給に係る申請書

大阪広域環境施設組合  
事務局長 様

住所又は事務所所在地

商号 又は 名称

氏名又は代表者氏名

印

「大阪広域環境施設組合タクシー乗車券供給事業者募集」について、次のとおり申請資格を満たしていることを証拠書類等を添付のうえ、申請します。

### 記

(該当する項目に✓すること)

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 申請時において有効な大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿に次のとおり登録されていること。

業者番号

- 申請時において、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- 申請時において、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- 平成28年4月から申請時までの間に、大阪府内を中心とした近畿圏全域（大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、滋賀県及び三重県）において、複数のタクシー事業者が共通して利用できるタクシーチケットサービスを供給している契約実績を添付書類のとおり1件以上有していること。

(別紙2)

令和 年 月 日

タクシー乗車券供給に係る提案書

大阪広域環境施設組合  
事務局長 様

住所又は事務所所在地

商号 又は 名称

氏名又は代表者氏名

印

「大阪広域環境施設組合タクシー乗車券供給事業者募集」における「タクシー乗車券に係る仕様書」「タクシー乗車券利用協定書(案)」について、次のとおり追記を希望する。